

記ノ通

一、基働者側

(1) 争議團側ニ於テハ二十一日頃「東京日本橋區ダン

ボウ建材社を建築界より牽引!!」云々ノ字句ヲ陣

ネタル亦刷ボスシーラ各所ニ貼付セリ

(2) 村下池袋町七一五番地所在争議團本部ニ於テ八月

本橋區通三丁目六番地本借ニ階建家賃三十五月敷

金百七十五円(五ヶ月分)一ヶ月借リ受ケ二十七日

午後三時頃星八郎以下二十八名移轉シ争議團本部

ヲ設置セリ

二、事業主側

(1) 會社側ニ於テハ二十三日ヨリ更ニ左記ニケ所ノハ

場ニ着手セリ

一、伊太利大使館(三四界管内)

一、昭和第一商業學校(本富士界管内)

高争議團ニ對シテハ何等對策ヲモ模樣ナルニ態度

強硬ナリ

三、交渉状況

日時 八月三十一日午前十一時ヨリ

場所 日本橋區通三丁目二番地

會社側 相談後杉山健三、顧問兼護士 林一圓

基働者側 組合本部員、山花秀雄、星八郎

工員 眞中山廣吉、川福清、輕部

會員状況